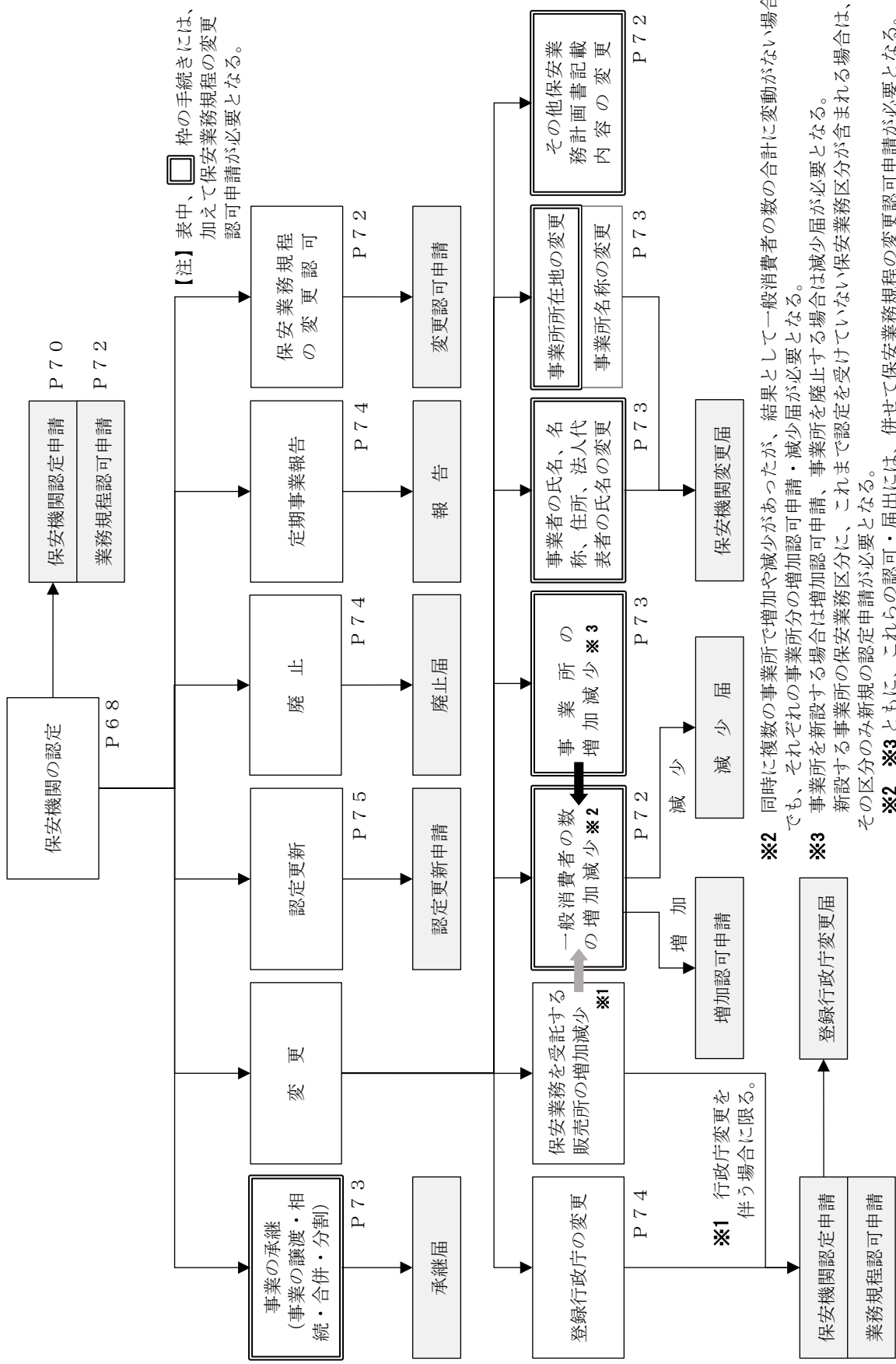


第2編 第2章

保安機関に係る認定等

保安機関に係る認定等の手続き一覧表



1. 保安機関認定申請の手続き順序等

(1) 手続きの流れ

- ▶ [保安機関認定申請] → 認定証交付
 - ▶ [保安業務規程の認可申請] → 認可書交付
 - ※ → [保安機関認定更新申請] → 認定証交付
- (保安機関業務) → 5年間年次報告 → ※
-

※手続き（随時）

- ▶ 一般消費者等の数の増加が生じた場合、[一般消費者等の数の増加認可申請書]により申請する。
- ▶ 一般消費者等の数の減少が生じた場合、[一般消費者等の数の減少届書]により届出をする。
- ▶ 保安業務規程の変更の場合、[保安業務規程変更認可申請書]により申請する。
- ▶ 保安機関認定の際の氏名、名称、住所、法人代表者氏名、保安業務を行う事業所の所在地が変更した場合、[保安機関変更届書]により届出をする。
- ▶ 承継した場合、[保安機関承継届書]により届出をする。
- ▶ 廃止した場合、[保安業務廃止届書]により届出をする。
- ▶ 認定行政庁に変更が生じた場合は[認定行政庁変更届書]により届出をする。

(2) 書類提出先

所管行政庁

(3) 提出部数・手数料・支払い方法

2部（1部は事業者控）

審査して不備があったときは是正する場合がある。

手 数 料：(6,900円×申請する保安業務区分数) + 34,000円（2018年11月現在）

支 払 方 法：静岡県危機管理部消防保安課 静岡県収入証紙
 静岡市消防局 消防部 予防課 現金・納付書
 浜松市消防局 予防課 浜松市収入証紙

(4) 立入検査（液石法第83条第4項）

認定を受けた保安機関には、次の事項の実態を調査するため、担当部局による立入検査を行うことがある。

① 保安業務資格者及び調査員の在職

- ② 保安業務資格者及び調査員の資格（免状等の原本）
- ③ 保安業務用機器の種類及び数
- ④ 保安業務区分ごとの点検（調査）票類
- ⑤ 帳簿について、使用する様式等（OA化の場合は画面）
- ⑥ 緊急時対応（連絡）は、通報通信体制（人員配置）及び集中監視システム
- ⑦ その他認定申請に記載されている事項

2. 保安機関認定申請（液石法第29条第2項）

液石法に基づき、液化石油ガス保安機関になる場合の手続きは次のとおりである。

項目	書類	新規		更新	備考	様式
		法人	個人			
1	認定申請書	○	○			P78
2	認定更新申請書			○		
3	保安業務計画書	○	○	○	認定申請と同時に保安業務規程の認可申請も行うこと	P79
4	保安業務資格者数一覧表	○	○	○		P80
5	保安業務資格者等一覧表	○	○	○		P81
6	保安業務用機器保有状況一覧表	○	○	○		P82
7	事業所案内図	○	○	○	最寄りの鉄道の駅等からの道順がわかるもの	—
8	事業所の位置及び一般消費者等の範囲の図面	○	○	○	緊急時対応を行おうとする事業所のみ縮尺を明記する	—
9	損害賠償支払能力証明書	○	○	○	付保証明書等	P83
10	役員又は構成員の構成	○		△	役員名簿、株主のリスト等	P87
11	保安業務以外の業務	○	○	○	会社概要書の添付でも可	P89
12	定款及び登記事項証明書	○		△		—
13	欠格事由非該当証明書・誓約書	○	○	○		P90
14	認定証の写し	○	○	○	区分の追加又は更新の場合	—
15	保安業務に係る事業所名称・所在地の一覧表	○	○	○	申請に係る事業所が複数の場合は別紙に事業所の名称・所在地を一覧表にする	—
16	県収入証紙	○	○	○	申請手数料	—

○：必要 △：法人の場合

※ 保安業務区分追加の場合は新規と同じ申請となる（この場合、保安業務規定変更認可申請も行うこと）
保安業務規程については液石法通達を参照。

- ① 認定申請の保安業務区分は、一つの区分でも、複数の区分でもできる。
- ② 保安業務区分の追加は、新たな認定申請が必要となる。
この場合、一つの保安機関において複数の有効期限が存在することとなるが一つの保安機関で有効期限を統一すること。
また複数の事業所を有する事業者で、既にいずれかの事業所で認定を受けている場合は、一般消費者数の増加で対応できる。
- ③ 申請先の判断は、受託販売所の所在地で決定する。(保安機関の事業所の所在地ではない)
- ④ 申請先は、保安業務区分ごとに経済産業大臣、産業保安監督部長、県知事、静岡市長、浜松市消防長の複数の所管行政庁に申請をするのではなく、保安業務を行う者ごとに「一つの行政庁」で行う。
このため、県知事の認定を受けた後、保安業務を行う販売所の所在地が複数の県にまたがった場合等、所管行政庁が変更になったときは、新行政庁の認定を受け、旧行政庁に「認定行政庁変更届書」を提出する。(承継の場合は除く)
- ⑤ 「保安業務にかかる一般消費者等の数」は実際の一般消費者等の数とは異なった数でも良い。この場合、一般消費者の数は、認定を受けようとする事務所の保安業務の技術的力からみて受託可能な範囲内の数である必要がある。
- ⑥ 法人の役員のうち欠格条項の対象者は、株式会社の取締役、合名会社の業務執行役員、公益法人の理事等で、監査に当たる者は含まれない。
- ⑦ 役員又は構成員 3分の1 を超える者が次に該当しないこと。(緊急時連絡のみ行う保安機関を除く)
- ▶ 液化石油ガス供給機器又は消費機器の製造を主たる事業とする者並びにその役職員
 - ▶ 液化石油ガス供給機器又は消費機器の販売を主たる事業とする者並びにその役職員
 - ▶ 液化石油ガス設備工事を主たる事業とする者並びにその役職員
- なお、構成員とは、株式会社にあつては株主、有限会社にあつては社員をいう。
- ⑧ 保安業務以外の業務を合わせて行う場合には、保安業務部門を設け、保安業務資格者並びに調査員を保安業務に専従させる等の措置を講じなければならない。
- ⑨ 緊急時対応及び緊急時連絡は、一般消費者等への対応ができる体制が求められるので一般消費者からの電話は携帯電話での受信はできない。
- ⑩ 事業団保険によらない場合は、次の書類を添付する。
- 1) 届出書(様式についてはP85のとおり)
 - 2) 損害賠償責任保険証券、普通保険約款及び特別約款(その他これに類するもの)並びに保険領収書の写し
- ⑪ 保安機関認定更新申請は認定の満了する30日前までに手続きをとること。

3. 保安業務規程の認可申請・変更認可申請（液石法第35条第1項）

項目	書類	新規	変更	備考	様式
1	保安業務規程認可申請書	○			P91
2	保安業務規程変更認可申請書		○		P93
3	保安業務規程	○	○	事業所の実態に合った内容として作成する	—
4	保安業務計画書	○	○	変更の場合は変更前・変更後を提出	P79

※ 保安業務規程については液石法通達を参照。

4. 一般消費者等の数の増加認可申請（液石法第33条第1項）

項目	書類	備考	様式
1	一般消費者等の数の増加認可申請書		P94
2	保安業務計画書		P79
3	保安業務資格者数一覧表	変更部分を明確にする	P80
4	保安業務資格者等一覧表	変更部分を明確にする	P81
5	保安業務用機器保有状況一覧表	変更部分を明確にする	P82
6	事業所の位置及び一般消費者等の範囲の図面	緊急時対応を行おうとする事業所のみ縮尺を明記する	—
7	損害賠償支払能力証明書	増加件数を明確にする 付保証明書等	P83
8	認定証の写し		—
9	県収入証紙	申請手数料	—

※ 保安業務規程変更認可申請をすること

5. 一般消費者等の数の減少届（液石法 33 条第 2 項）

項目	書 類	備 考	様式
1	一般消費者等の数の減少届書		P95
2	保安業務計画書	当該減少に係る事業所のものに限る	P79
3	保安業務資格者数一覧表	変更部分を明確にする (当該減少に係る事業所のものに限る)	P80
4	保安業務資格者等一覧表	変更部分を明確にする (//)	P81
5	保安業務用機器保有状況一覧表	変更部分を明確にする (//)	P82
6	認定証の写し		—

※ 保安業務規程変更認可申請をすること。

6. 保安機関変更届（液石法規則第 33 条第 1 項）

項目	書 類	備 考	様式
1	保安機関変更届書		P98
2	事業所の位置及び一般消費者等の 範囲の図面	緊急時対応を行う事業所の所在地を変更 した場合は縮尺を明記して添付する。	—

7. 保安機関承継届

項目	書 類	備 考	様式
1	保安機関承継届書（甲）	提出先は P17 4.（3）	P99
2	保安機関承継届書（乙）	④（甲）（乙）の様式についてと同様	P100
3	保安機関事業譲渡証明書	事業譲渡の場合に添付	P101
4	保安機関相続同意証明書	相続の場合に添付	P102
5	保安機関相続証明書	相続の場合に添付	P103
6	戸籍謄本	相続の場合に添付	—
7	法人の登記事項証明書	事業合併・事業の分割承継の場合に添付	—
8	保安機関事業承継証明書	事業の分割承継の場合に添付	P104

8. その他の届出

項目	書 類	備 考	様式
1	認 定 行 政 庁 変 更 届 書	新たな所管行政庁に保安機関の認定申請をすること。	P96
2	保 安 業 務 廃 止 届 書		P97
3	事 故 届 書	第2編 第7章参照	—

9. 保安業務実施状況報告（規則第132条）

項目	書 類	備 考	様式
1	保 安 業 務 実 施 状 況 報 告	毎事業年度経過後3ヶ月以内に報告	P105

※保安機関は、毎事業年度経過後3ヶ月以内に、その事業年度末における保安業務の実施状況等を県に報告しなければならない。

（静岡県においては毎年3月31日時点での状況を報告する。1部）

10. 保安機関の認定更新（液石法第32条）

保安機関の認定更新にあたり、「申請先・申請書式・申請時期・申請事項・申請書類等」は、以下のとおり。

(1) 認定更新申請先

所管行政庁

(2) 申請書式

更新申請は、保安機関認定更新申請書（P92）と認定申請と同じ添付書類（P70 参照）により申請する。（液石法第32条第1項、規則第34条第1項）

(3) 申請時期

保安機関認定更新は、認定した各行政庁に対し、「認定の満了する30日前まで」に受理されるよう、事前相談すること。（規則第34条第1項）

(注) 各行政庁への更新申請は、3ヶ月前位に申請書の事前相談を行うこと。

また、認定有効期間満了30日前の申請は、大変混雑することが予想されるので、早めに申請すること。

万一、認定有効期間満了までに間に合わない場合は、その間の空白期間は保安業務を実施できません。

(4) 申請部数・手数料・支払い方法

2部（1部は事業者控）

手数料：(6,900円×更新する保安業務区分数) + 14,000円（2018年11月現在）

静岡県危機管理部消防保安課	静岡県収入証紙
静岡市消防局 消防部 予防課	現金・納付書
浜松市消防局 予防課	浜松市収入証紙

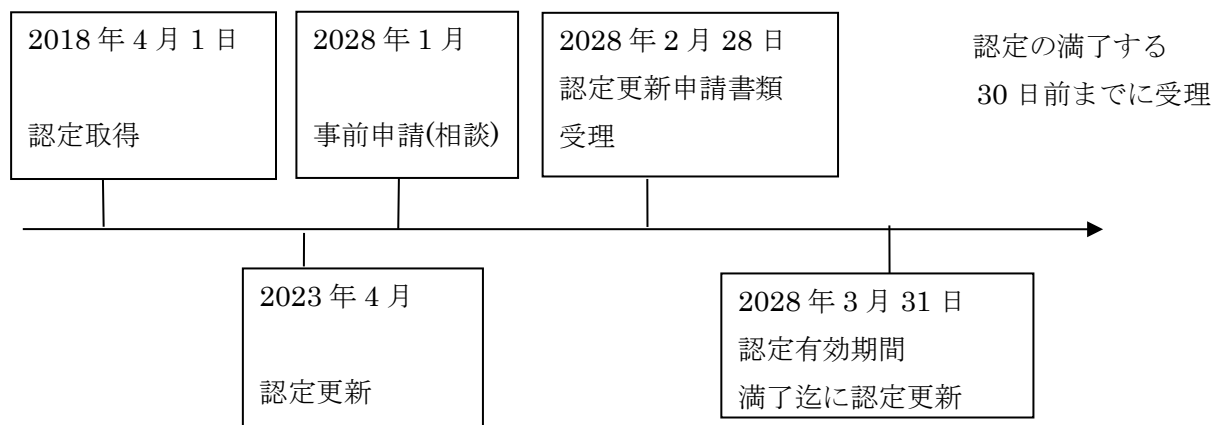
(注) 保安機関認定更新に関するQ&Aは、付録に添付されているので参照してください。

(5) 更新申請する更新事項

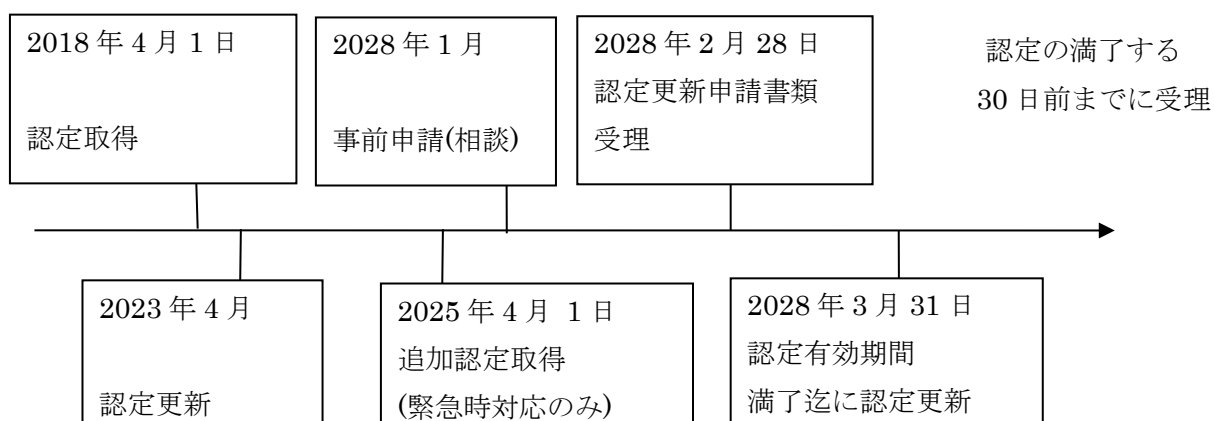
- ① 保安業務区分の追加認定を受けた場合の更新時期は下記のとおり。
- 1) 認定時に受けた保安業務区分は、認定取得時から5年。
 - 2) 追加認定を受けた保安業務区分は、追加認定取得時から最長5年。

「認定時に受けた保安業務区分」「追加認定を受けた保安業務区分」の何れにおいても、保安業務区分ごとに更新することは可能だが、「追加認定を受けた保安業務区分」も「認定時に受けた保安業務区分」の更新に合わせ更新すること。

【例1】 認定時の保安業務区分が（「容器交換時等供給設備点検」・「定期供給設備点検」
「定期消費設備調査」・「周知」の場合



【例2】 認定時の有効期間に追加認定の有効期間を合わせる場合



- ② 保安業務区分を取り消す場合
保安業務区分のいずれかを実施しない場合においては、一般消費者等の数の減少届書及び保安業務規程変更認可申請書を提出する。
- ③ 一般消費者等の数の増加による変更認可及び一般消費者等の数の減少による減少届をした場合
- 1) 直近の認定更新認定後、一般消費者等の数を増加申請した場合【例えば(容器交換時等供給設備点検)保安業務の一般消費者等の数を 1 万件から 2 万件に増やした場合】の認定更新起算日は、直近の更新認定を受けた日。
 - 2) 直近の認定更新認定後、一般消費者等の数の増加認可で新規事業所を追加した場合の認定更新起算日は、直近の更新認定を受けた日。
 - 3) 直近の認定更新認定後、一般消費者等の数を減少して減少届を出している場合の認定更新起算日は、直近の認定更新認定を受けた日。
- ※ 一般消費者等の数については変更後の数となる。
変更時前に実際の受託消費者の数が、認定時の一般消費者等の数を超えている場合違法状態にあるので、至急行政担当者と相談すること。
- ④ 承継する場合
行政庁へ承継の手続きを行う。
(更新日については以下のとおりとし、承継された日からでないことに注意すること。)
- 1) 保安機関A社・保安機関B社が合併した場合
A社・B社それぞれの認定取得時より5年だが、最も古い認定に合わせてすべての保安業務区分の認定日を統一するよう更新すること。
 - 2) 保安機関A社が保安機関B社を譲り受けた場合
A社・B社それぞれの認定取得時より5年だが、最も古い認定に合わせて全ての保安業務区分の認定日を統一するよう更新すること。
 - 3) 相続の場合
認定取得時より5年。(相続後ではない。)
- ⑤ 事業所を新設した場合
【例】2018年10月に認定を取得後、2019年5月に事業所を新設した場合の認定起算日は、2018年10月を起算日とすること。
- ※ 認定更新にあたり、保安業務規程の変更認可の必要がある場合は、保安機関の更新とは別に変更認可申請をすること。

様式第 12 (第 30 条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 認定番号	

保安機関認定申請書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

印

住 所 〒

連絡担当者名

電 話 - -

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 29 条第 2 項の規定により同条第 1 項の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 保安業務に係る事業所の名称及び所在地 (事業所が 2 以上ある場合は別紙とすること。)

(フリガナ)

名 称 _____ 電話番号 _____

所 在 地 _____ 郵便番号 _____

2 認定を受けようとする保安業務区分及び保安業務区分ごとの一般消費者の数 (事業所が 2 以上ある場合は別紙とすること。)

保安業務区分	一般消費者等の数	備 考
①供給開始時点検・調査	戸	
②容器交換時等供給設備点検	戸	
③定期供給設備点検	戸	
④定期消費設備調査	戸	
⑤周 知	戸	
⑥緊急時対応	戸	
⑦緊急時連絡	戸	

※新たに認定を受けようとする保安業務区分については○印を、すでに認定を受けている保安業務区分については、△印をつけること。

3 当該保安業務に係る液化石油ガス販売事業を行う販売所の所在する都道府県名
静岡県

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

保安業務計画書

事業所の名称

事業所の所在地

保安業務区分	供給開始時	点検・調査	容器供給交換時等	設備定期供給	設備定期消費	調査	周知	緊急時対応	緊急時連絡
一般消費者の数									
保安業務資格者の数	液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者 人 製造保安責任者 人 その他 人								
調査員の数	/								
保安業務資格者及び調査員以外の者であって保安業務に従事する者	※								
年間実働日数又は平均月間実働日数	日/月		日/年		日/年		/		
保安業務用機器	自記圧力計								
	マノメーター								
	ガス検知器								
	漏えい検知液								
	緊急工具類								
	一酸化炭素測定器								
	ポーリングバー								
緊急時対応を行う場合にあってはその方法	・ 出動のための手段：自動車 台 ・ 連絡の方法：電話等 ・ 集中監視システム：有・無								

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 2 事業所ごとに記載すること。
 3 保安業務資格者の“その他”は、保安業務員・充てん作業者をいう。
 4 ※ 補助員のことをいう。

保安業務資格者数一覧表

事業所名 _____

表1 基本算定の算定式 (小数点以下第4位を四捨五入し、第3位まで求めること。)

保安業務区分	算 定 式	保安業務資格者数
イ【供給開始時 点検・調査】	消費者戸数 [] ÷ 20,000	
ロ【容器交換時等 供給設備点 検】	消費者戸数 [] ÷ (100×年間実働日数 []) －調査員数－充てん作業者数 [] (ただし、0未満となる場合にあつては0とする)	
ハ【定期供給設備点検】	消費者戸数 [] ÷ (30×年間実働日数 []) ÷4－充てん作業者数 (補助員を伴う場合には、30を3分の4倍することができる)	
ニ【定期消費設備調査】	消費者戸数 [] ÷ (25×年間実働日数 []) ÷4 (補助員を伴う場合には、25を3分の4倍することができる)	
ホ【周 知】	消費者戸数 [] ÷ 20,000	
へ【緊急時対応】	消費者戸数 [] ÷ 20,000	
ト【緊急時連絡】	事業所ごと消費者戸数が2万戸以下の場合： 消費者戸数 [] ÷ 20,000 事業所ごと消費者戸数が2万戸を超える場合： 1 + (消費者戸数 [] - 20,000) ÷ 80,000	
小 計		

表2 基本算定にかかわらない算定式 (小数点以下第4位を四捨五入し、第3位まで求めること。)

保安業務区分	算 定 式	保安業務資格者数
イ【定期供給設備点検】 ＋ 【定期消費設備調査】	消費者戸数 [] ÷ (20×年間実働日数 []) ÷4 (補助員を伴う場合には、20を3分の4倍することができる)	
ロ【容器交換時等供給設備点検、定期供給設備点検、定期消費設備調査】の1又は2以上の保安業務＋【周知】	周知に係る保安業務資格者の数は 消費者戸数 [] ÷ 40,000	
小 計		

合 計	表1の小計＋表2の小計 = [] ≤ []	
-----	---	--

※緊急時対応の社内体制がわかる図面を添付（フロー図またはチャート図等）

- 【備考】1. 事業所ごとに少なくとも一人は、第二種販売主任者免状又は液化石油ガス設備士免状の交付を受けた者が必要
2. 保安業務資格者となるには、業務主任者代理者講習修了者及び保安業務員・調査員にあつては、6ヶ月以上の実務経験を有すること。

保安業務資格者等一覧表

事業所名 _____

保安業務資格者等の氏名	免状・資格（該当するものを○で囲む）			
	第二種販売	設備士	業務主任者代理者	保安業務員
	丙種化学（液石）	調査員	充てん作業者	その他 ()
	第二種販売	設備士	業務主任者代理者	保安業務員
	丙種化学（液石）	調査員	充てん作業者	その他 ()
	第二種販売	設備士	業務主任者代理者	保安業務員
	丙種化学（液石）	調査員	充てん作業者	その他 ()
	第二種販売	設備士	業務主任者代理者	保安業務員
	丙種化学（液石）	調査員	充てん作業者	その他 ()
	第二種販売	設備士	業務主任者代理者	保安業務員
	丙種化学（液石）	調査員	充てん作業者	その他 ()

※免状の写しを添付

保安業務用機器保有状況一覧表

事業所名 _____

保安業務区分	算 定 式 〔小数点以下第4位を四捨五入し、 第3位まで求めること。〕	自 記 圧 力 計	マ ノ メ ー タ ー	ガ ス 検 知 器	漏 え い 検 知 液	緊 急 工 具 類	一 酸 化 炭 素 測 定 器	ボ ー リ ン グ バ ー
イ【供給開始時 点検・調査】	消費者戸数 〔 〕 ÷ 20,000							
ロ【容器交換時等 供給設備点検】	消費者戸数〔 〕 ÷ (100×年間実働日数〔 〕)	/	/	/	/	/	/	/
ハ【定期供給 設備点検】	消費者戸数〔 〕 ÷ (30×年間実働日数〔 〕) ÷ 4 (補助員を伴う場合には、30を3分の4倍することができる)							
ニ【定期消費 設備調査】	消費者戸数〔 〕 ÷ (25×年間実働日数〔 〕) ÷ 4 (補助員を伴う場合には、25を3分の4倍することができる)							
ホ【緊急時対応】	消費者戸数 〔 〕 ÷ 20,000							
小 計 (a)	/	/	/	/	/	/	/	/

※【定期供給設備点検】【定期消費設備調査】双方とも実施する場合には下記の式による。

【定期供給設備点検】 + 【定期消費設備調査】	消費者戸数〔 〕 ÷ (20×年間実働日数〔 〕) ÷ 4 (補助員を伴う場合には、20を3分の4倍することができる)							
	消費者戸数〔 〕 ÷ (25×年間実働日数〔 〕) ÷ 4 (補助員を伴う場合には、25を3分の4倍することができる)	/	/	/	/	/	/	/
小 計 (b)	/	/	/	/	/	/	/	/

合 計 (a) + (b)	/	/	/	/	/	/	/	/
保 有 個 数	/	/	/	/	/	/	/	/

(事業団保険で販売事業者の場合)

付 保 証 明 依 頼 書

年 月 日

(一財) 全国LPガス保安共済事業団 静岡県支部 御中

保険 自 年 月 日 住 所

期間 至 年 月 日 商 号

㊞

下記の保険契約の証明を依頼します。

販売所名	住所	家庭・業務用 販売トン数	消費者戸数	保険金額 の種類
				A・B・C
				A・B・C
				A・B・C
				A・B・C

保険金額の種類

タイプ	対人賠償補償限度額		対物賠償補償限度額
	1名あたり	1事故あたり	1事故あたり
A	1億円	8億円	8億円
B	2億円	20億円	20億円
C	50億円		

(事業団保険で受託用の場合)

付 保 証 明 依 頼 書

年 月 日

(一財) 全国LPガス保安共済事業団 静岡県支部 御中

保険 自 年 月 日 住 所

期間 至 年 月 日 商 号

(印)

下記の保険契約の証明を依頼します。

事業所名	住 所	保険金額の種類		I型・II型	
		保安業務 内 容	保 安 業 務 受託販売所数	保安業務対象 消費者戸数	備考
		イ			
		ロ			
		ハ			
		ニ			
		イ			
		ロ			
		ハ			
		ニ			
		イ			
		ロ			
		ハ			
		ニ			

1. 保険金額の種類は加入した型に○印をつけて下さい。

2. 保険金額の種類区分等

タイプ	補償限度額			保安業務内容	
	対人賠償		対物賠償	イ	供給開始時点検調査、周知、緊急時対応
	1人あたり	1事故あたり	1事故あたり	ロ	定期点検、定期調査
I型	1億円	8億円	8億円	ハ	容器交換時点検
II型	2億円	20億円	20億円	ニ	緊急時連絡

(事業団保険によらない場合……受託用)

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

印

住 所 〒

液化石油ガス保安機関（受託用）賠償責任保険契約について

下記のとおり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第32条各号の要件に適合する損害賠償責任保険契約が締結されているので届け出ます。

記

- 1 被保険者の氏名又は名称及び事務所の所在地
- 2 保険契約者の氏名又は名称及び住所
- 3 保険者の氏名又は名称及び住所
- 4 被保険者別の次の事項
 - (1) てん補限度額
 - (2) 付保した保安業務、保安業務受託販売所数及び保安業務対象消費者戸数
 - (3) 保険料の負担者
 - (4) 保険期間

(事業団保険によらない場合……販売事業者用)

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑥

住 所 〒

液化石油ガス販売事業者賠償責任保険契約について

下記のとおり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第6条各号の要件に適合する損害賠償責任保険契約が締結されているので届け出ます。

記

- 1 被保険者の氏名又は名称及び事務所の所在地
- 2 保険契約者の氏名又は名称及び住所
- 3 保険者の氏名又は名称及び住所
- 4 被保険者別の次の事項
 - (1) てん補限度額
 - (2) 家庭・業務用液化石油ガスの販売見込量及び消費者戸数
 - (3) 保険料の負担者
 - (4) 保険期間

(法人のみ)

役員名簿

	役職名	氏名	備考欄①②③の 該当の有無
1			有 ・ 無
2			有 ・ 無
3			有 ・ 無
4			有 ・ 無
5			有 ・ 無
6			有 ・ 無
7			有 ・ 無
8			有 ・ 無
9			有 ・ 無
10			有 ・ 無
11			有 ・ 無
12			有 ・ 無
13			有 ・ 無
14			有 ・ 無
15			有 ・ 無

【備考】

- 1 業務を行う役員の職名には、代表取締役、取締役、理事等を記載する。
- 2 役員又は構成員 3 分の 1 を超える者が下記①②③に該当しないこと。(緊急時連絡のみを行う保安機関を除く)
 - ①液化石油ガス供給機器又は消費機器を製造する事業を主たる事業としている者並びにその役職員
 - ②液化石油ガス供給機器又は消費機器を販売する事業を主たる事業としている者並びにその役職員
 - ③液化石油ガス設備工事業を主たる事業としている者並びにその役職員

構成員の構成に関する説明書

株主の氏名又は名称		備考欄①、②、③の 該当の有無
1		有 ・ 無
2		有 ・ 無
3		有 ・ 無
4		有 ・ 無
5		有 ・ 無
6		有 ・ 無
7		有 ・ 無
8		有 ・ 無
9		有 ・ 無
10		有 ・ 無
11		有 ・ 無
12		有 ・ 無
13		有 ・ 無
14		有 ・ 無
15		有 ・ 無

<備考>

- 1 液化石油ガス供給機器又は消費機器を製造する事業を主たる事業としている者並びにその役職員
- 2 液化石油ガス供給機器又は消費機器を販売する事業を主たる事業としている者並びにその役職員
- 3 液化石油ガス工事業を主たる事業としている者並びにその役職員

保安業務以外の業務の種類の説明書（会社概要でも可）

業 務 の 種 類	業 務 の 内 容
L P ガスに関する業務	1. 一般消費者用L P ガス販売 2. 工業用L P ガス販売 3. L P ガス製造（充てん等） 4. L P ガス配送 5. L P ガス器具販売 6. L P ガス設備工事 7. その他（ ）
その他の業務	

【備考】1 L P ガスに関する業務については、現在行っている業務内容に該当する番号に○印を付ける。

2 法人にあっては、定款に記載の業務のうち、現在行っている業務を記載する。

欠格事由非該当 証明書
誓約書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

住 所 〒

印

当社及び当社の業務を行う役員

は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関す

私

る法律第 30 条各号に定める欠格事項に該当いたしません。

(備考)

「当社及び当社の業務を行う役員」(A)又は「私」(B)のいずれかを消して下さい。

Aの場合は証明書、Bの場合は誓約書を残し、該当しない部分を消してください。

様式第 17 (第 39 条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 認可番号	

保安業務規程認可申請書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

連絡担当者名

電 話

— —

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 35 条第 1 項前段の規定により保安業務規程の認可を受けたいので、申請します。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 14 (第 34 条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 認定番号	

保安機関認定更新申請書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

Ⓜ

住 所 〒

連絡担当者名

電 話

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 32 条第 1 項の更新の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 保安業務に係る事業所の名称及び所在地 (事業所が 2 以上ある場合は別紙とすること。)

(フリガナ)

名 称 _____ 電話番号 _____

所 在 地 _____ 郵便番号 _____

2 認定更新を受けようとする保安業務区分及び保安業務区分ごとの一般消費者の数 (事業所が 2 以上ある場合は別紙とすること。)

保安業務区分	一般消費者の数	備 考
①供給開始時点検・調査	戸	
②容器交換時等供給設備点検	戸	
③定期供給設備点検	戸	
④定期消費設備調査	戸	
⑤周 知	戸	
⑥緊急時対応	戸	
⑦緊急時連絡	戸	

※新たに認定を受けようとする保安業務区分については○印を、すでに認定を受けている保安業務区分については、△印をつけること。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 18 (第 39 条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 認可番号	

保安業務規程変更認可申請書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

連絡担当者名

電 話

— —

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 35 条第 1 項後段の規定により保安業務規程の変更の認可を受けたいので、申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 変更後の保安業務規程を添付すること。
3 ×印の項は記載しないこと。

様式第 15 (第 35 条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 認可番号	

一般消費者等の数の増加認可申請書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

印

住 所 〒

連絡担当者名

電 話 — —

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 33 条第 1 項の規定により認可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 認定の年月日及び認定番号
- 2 一般消費者等の数を増加しようとする保安業務区分
- 3 増加しようとする一般消費者等の数
- 4 一般消費者等の数の増加に係る事業所の名称及び所在地

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 16 (第 35 条関係)

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

一般消費者等の数の減少届書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

連絡担当者名

電 話 — —

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 33 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 認定の年月日及び認定番号
- 2 一般消費者等の数を減少しようとする保安業務区分
- 3 減少した一般消費者等の数
- 4 一般消費者等の数の減少に係る事業所の名称及び所在地

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 19 (第 40 条関係)

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

認定行政庁変更届書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

連絡担当者名

電 話 — —

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 35 条の 4 において準用する同法第 6 条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 従前の法第 29 条第 1 項の認定の年月日及び認定番号

- 2 新たな法第 29 条第 1 項の認定をした者、認定の年月日及び認定番号

- 3 認定行政庁の変更の理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

保安業務廃止届書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

連絡担当者名

電 話

— —

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 35 条の 4 において準用する同法第 23 条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 認定の年月日及び認定番号

2 保安業務を廃止した年月日

3 保安業務を廃止した理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

保安機関変更届書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

連絡担当者名

電 話

— —

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 35 条の 4 において準用する同法第 8 条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

変更前

変更後

2 変更の年月日

3 変更の理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

保安機関承継届書 (甲)

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

連絡担当者名

電 話

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 35 条の 4 において準用する同法第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因		
被承継者に関する事項	氏名又は名称	
	法人にあつてはその代表者の氏名	
	住 所	
	認定の年月日及び認定番号	
	事業所の名称及び所在地	
承継者に関する事項	認定の年月日及び認定番号	

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

保安機関承継届書 (乙)

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

連絡担当者名

電 話

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 35 条の 4 において準用する同法第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

承 継 の 原 因	
被承継者の認定の年月日及び認定番号	
承継者の認定の年月日及び認定番号	

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

保安機関事業譲渡証明書

年 月 日

様

譲り渡した者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

譲り受けた者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

⑩

住 所 〒

次のとおり保安機関の事業の全部の譲渡しがありましたことを証明します。

1 認定の年月日

2 認定番号

3 譲渡しの年月日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

保安機関相続同意証明書

年 月 日

様

証 明 者 氏 名

㊞

住 所 〒

次のとおり保安機関について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 認定の年月日
- 3 認定番号
- 4 保安機関の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所
- 5 相続開始の年月日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 証明書は、保安機関の地位を承継する者として選定された者意外の相続人全員が記名押印すること。
3 ×印の項は記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

保安機関相続証明書

年 月 日

様

証明者 氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

㊞

住 所 〒

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

㊞

住 所 〒

次のとおり保安機関について相続がありましたことを証明します。

1 被相続人の氏名及び住所

2 認定の年月日

3 認定番号

4 保安機関の地位を承継した者の氏名及び住所

5 相続開始の年月日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 証明者は、2 名以上とすること。
3 ×印の項は記載しないこと。

様式第 24 の 2 (第 42 条関係)

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

保安機関事業承継証明書

年 月 日

様

被承継者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名 ⑩
住 所 〒

承継者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名 ⑩
住 所 〒

次のとおり分割によって保安機関の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

1 認定の年月日

2 認定番号

3 承継の年月日

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

保安業務実施状況報告

様

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住所 〒
認定番号
連絡担当者名
電話番号
メールアドレス

印

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 132 条の規定により報告します。

1. 報告する事業年度の期間 年 4 月 1 日から 年 3 月 3 1 日
2. 保安業務実施状況（事業所毎）

事業所の名称

事業所の所在地

保安業務資格者の数

人（うち、保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示
（平成 9 年通商産業省告示第 122 号）第 2 条第 1 号または第 2 号
に規定する数 人）

保安業務の区分	保安業務に係る一般消費者等の数		
	保安業務計画書に記載した数	保安業務を行うべき数	当該事業年度に保安業務を実施した数
1. 供給開始時点検・調査	戸	(戸)	うち再調査 戸(戸)
2. 容器交換時等供給設備点検	戸	(戸)	戸(戸)
3. 定期供給設備点検	戸	(戸)	うち拒否数 戸(戸)
4. 定期消費設備調査	戸	(戸)	当年調査 戸(戸)
			うち完了数 戸(戸)
			拒否数 戸(戸)
			不在数 戸(戸)
			当年再調査 戸(戸)
			うち完了数 戸(戸)
拒否数 戸(戸)			
不在数 戸(戸)			
5. 周知	戸	(戸)	うち書面配布 戸(戸)
			電子メール 戸(戸)
			ファイル記録 戸(戸)
			記録媒体 戸(戸)
6. 緊急時対応	戸	(戸)	戸(戸)
7. 緊急時連絡	戸	(戸)	戸(戸)

3. 役員又は構成員の変更の内容（法人のみ）

変更の内容（いずれかを○でかこむ）	無 ・ 有（別紙のとおり）
-------------------	---------------

（備 考）1 定期消費設備調査の「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における「不在数」には、調査又は再調査のために 3 回以上訪問したが、不在で調査又は再調査が実施できない一般消費者等の数を記載すること。

2 「保安業務を行うべき数」の欄及び「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における括弧内には、他の液化石油ガス販売事業者から受託した保安業務に係る一般消費者等の数を記載すること。

(別添1)

役 員 の 変 更

<新 任>

役 職 名	氏 名	備考欄①、②、③の 該 当 の 有 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無

<退 任>

役 職 名	氏 名	備考欄①、②、③の 該 当 の 有 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無

<備 考>

- 1 液化石油ガス供給機器又は消費機器を製造する事業を主たる事業としている者並びにその役職員
- 2 液化石油ガス供給機器又は消費機器を販売する事業を主たる事業としている者並びにその役職員
- 3 液化石油ガス工事業を主たる事業としている者並びにその役職員

(別添2)

構成員の構成に関する説明書

株主の氏名又は名称		備考欄①、②、③の 該当の有無
1		有 ・ 無
2		有 ・ 無
3		有 ・ 無
4		有 ・ 無
5		有 ・ 無
6		有 ・ 無
7		有 ・ 無
8		有 ・ 無
9		有 ・ 無
10		有 ・ 無
11		有 ・ 無
12		有 ・ 無
13		有 ・ 無
14		有 ・ 無
15		有 ・ 無

<備 考>

- 1 液化石油ガス供給機器又は消費機器を製造する事業を主たる事業としている者並びにその役職員
- 2 液化石油ガス供給機器又は消費機器を販売する事業を主たる事業としている者並びにその役職員
- 3 液化石油ガス工事業を主たる事業としている者並びにその役職員

保安業務実施状況報告

静岡市長 様

【例の前提】

- ▶ 計画書に記載した一般消費者数 1,500戸
- ▶ 実際の一般消費者数 1,300戸のうち、300戸を委託、1,000戸を自社で対応する。
- ▶ 委託分も再調査については自社で対応する。
- ▶ 点検・調査は、4年毎均等に250戸ずつ、周知は2年毎均等に500戸ずつ行う。
- ▶ 供給開始・緊急時対応連絡は、それぞれ実施した数とする。

静岡プロパン株式会社

静岡 一郎

〒420-0064 静岡市葵区本通 6-1-10

22A73XXRA-(1)

清水 太郎

054 - 255 - 24XX

aaaa@xxx.xx.jp

法律施行規則第132条の規定により報告します。

印

1. 報告する事業年度の期間 〇〇××年 4月 1日から〇〇××年 3月31日
2. 保安業務実施状況（事業所毎）

事業所の名称 静岡プロパン株式会社

事業所の所在地 静岡市葵区本通 6-1-10

保安業務資格者の数 2人（うち
（平成）に規定する数 1人）

報告する事業年度の末日（3月31日）現在における、他の保安機関への委託分を除いた、当該年度内に、自社で保安業務を実施しなければならない数（メーター数）と、実際に実施した数をそれぞれ記入する。

る告示
第2号

保安業務の区分	保安業務に係る一般消費者等		当該事業年度に保安業務を実施した数
	保安業務計画書に記載した数	保安業務を行うべき数	
1. 供給開始時点検・調査	戸	5戸 (戸)	5戸(戸) うち再調査 戸(戸)
2. 容器交換時等供給設備点検	1,500戸	1,000戸 (戸)	1,000戸(戸)
3. 定期供給設備点検	1,500戸	250戸 (戸)	250戸(戸) うち拒否数 戸(戸)
4. 定期消費設備調査	1,500戸	250戸 (戸)	当年調査 250戸(戸)
			うち完了数 250戸(戸)
			拒否数 戸(戸)
			不在数 戸(戸)
5. 周知	1,500戸	500戸 (戸)	当年再調査 5戸(戸)
			うち完了数 5戸(戸)
			拒否数 戸(戸)
6. 緊急時対応	1,500戸	5戸 (戸)	不在数 戸(戸)
			5戸(戸)
			5戸(戸)
7. 緊急時連絡	戸	10戸 (戸)	500戸(戸)
			うち書面配布 500戸(戸)
			電子メール 戸(戸) ファイル記録 戸(戸) 記録媒体 戸(戸)

当該年度内に「行うべき数」と「実施した数」を記入するので、原則として同じ数になる。

再調査のみ実施した件数も含めて、当該年度内に行ったすべての再調査について記入する。

3. 役員又は構成員の変更の内容（法人のみ）

変更の内容（いずれかを○でかこむ）	無 ・ <input checked="" type="radio"/> 有（別紙のとおり）
-------------------	--

（備考）1 定期消費設備調査の「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における「不在数」には、調査又は再調査のために3回以上訪問したが、不在で調査又は再調査が実施できない一般消費者等の数を記載すること。

2 「保安業務を行うべき数」の欄及び「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における括弧内には、他の液化石油ガス販売事業者から受託した保安業務に係る一般消費者等の数を記載すること。

(別添1)

役 員 の 変 更

<新 任>

役 職 名	氏 名	備考欄①、②、③の 該 当 の 有 無
取 締 役	清 水 太 郎	有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無

<退 任>

役 職 名	氏 名	備考欄①、②、③の 該 当 の 有 無
取 締 役	静 岡 三 郎	有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無
		有 ・ 無

<備 考>

- 1 液化石油ガス供給機器又は消費機器を製造する事業を主たる事業としている者並びにその役職員
- 2 液化石油ガス供給機器又は消費機器を販売する事業を主たる事業としている者並びにその役職員
- 3 液化石油ガス工事業を主たる事業としている者並びにその役職員

(別添2)

構成員の構成に関する説明書

株主の氏名又は名称		備考欄①、②、③の 該当の有無
1	静岡 一郎	有 ・ 無
2	静岡 花子	有 ・ 無
3	清水 太郎	有 ・ 無
4		有 ・ 無
5		有 ・ 無
6		有 ・ 無
7		有 ・ 無
8		有 ・ 無
9		有 ・ 無
10		有 ・ 無
11		有 ・ 無
12		有 ・ 無
13		有 ・ 無
14		有 ・ 無
15		有 ・ 無

<備考>

- 1 液化石油ガス供給機器又は消費機器を製造する事業を主たる事業としている者並びにその役職員
- 2 液化石油ガス供給機器又は消費機器を販売する事業を主たる事業としている者並びにその役職員
- 3 液化石油ガス工事業を主たる事業としている者並びにその役職員